

令和元年 7月 1日

## 熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について

### お 知 ら せ

岡山県土木部技術管理課

近年の夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、岡山県土木部及び農林水産部所管の土木工事において、熱中症対策に資する経費に関して、現場管理費の補正を試行することとしましたのでお知らせします。

#### 1 対象工事等

##### (1) 対象となる工事

屋外作業を行う工事

##### (2) 対象となる地域

岡山県全域

##### (3) 対象となる積算基準

土木工事標準積算基準

機械設備積算基準

港湾請負工事積算基準

土地改良工事積算基準

漁港漁場関係工事積算基準

※治山林道必携を適用する工事については、後日、お知らせします。

#### 2 補正方法等

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算します。

なお、補正は精算時に設計変更を行います。

対象純工事費 × ((現場管理費率 × 補正係数) + 補正値※1 (%))

補正値 (%) = 真夏日率 × 1.2

真夏日率 = 工期期間中の真夏日※2 ÷ 工期※3

- ※1 補正值：「積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合」及び「緊急工事の場合」の補正と重複する場合には最高2%とします。
- ※2 真夏日：日最高気温が30度以上の日とします。  
ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30度以上の場合とします。
- ※3 工期：夏季休暇、年末年始休暇、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間を除きます。

熱中症の対策については、厚生労働省の「STOP！熱中症 クールワークキャンペーンリーフレット」を参照ください。

URL：<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000505935.pdf>

### 3 適用

平成31年4月1日以降に契約を行った工事のうち、受注者が希望するものを対象としますので、希望する場合、監督員に協議をお願いします。

**【問合わせ先】**

土木部技術管理課管理情報班

TEL 086-226-7410